

土呂町自治会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は土呂町自治会と称し、事務所を会長宅におく。
- 第 2 条 本会は土呂町内に居住する者及び事業を営む者で、本会の趣旨に賛同する者を会員として組織する。なお、賃貸集合住宅でオーナー等が居住者の会費を一括して支払っている場合、その居住者は会員とする。
- 第 3 条 本会は町内の連帯と親睦ならびに明るく住みよい町づくりをはかることを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) スポーツ・文化活動及び社会教育・青少年の健全育成
 - (2) 環境の美化と保健衛生
 - (3) 治安と防災及び交通安全
 - (4) 社会福祉の向上及び募金活動
 - (5) 広報活動
 - (6) 同一目的を有する他団体との連携協力
 - (7) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第 5 条 本会に次の組織をおく
- (1) 総務部 (2) 広報部 (3) 文化部 (4) 体育部 (5) 環境衛生部
 - (6) 厚生部 (7) 消防部 (8) 施設部 (9) 交通防犯部
- 第 6 条 各部の分掌事項は次のとおりとする。
- (1) 総務部 …… 会務一般に関すること。
 - (2) 広報部 …… 広報全般に関すること。
 - (3) 文化部 …… 社会文化及び青少年の健全育成に関すること。
 - (4) 体育部 …… 社会体育及びスポーツの普及に関すること。
 - (5) 環境衛生部 …… 環境衛生の向上及び町内都市公園の管理に関すること。
 - (6) 厚生部 …… 保健衛生及び社会福祉に関すること。
 - (7) 消防部 …… 災害防止の普及及び消防活動に関すること。
 - (8) 施設部 …… 自治会館、一丁目集会所及び防犯施設の管理に関すること。
 - (9) 交通防犯部 …… 交通安全、地域防犯活動及び普及啓発に関すること。

第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 若干名 会計 3名以内 部長 9名 副部長 若干名
区長 各区1名 副区長 若干名 会計監査 2名 班長 各班1名
- 第 8 条 会長、副会長、会計、部長、会計監査は、会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。
- 副部長は各部において選出し、区長及び副区長は所属班長の推せんにより会長が委嘱する。
- 班長は各班員の互選により選出する。
- 第 9 条 役員の任期は2年。但し班長については1年とする。いずれも留任を妨げない。
- 第 10 条 本会に顧問、相談役をおくことができる。顧問、相談役は総会において推せんする。

- 第 11 条 会長は会務を統理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
 部長は部会を組織し、所管事項の企画立案に当たりその執行を担当する。副部長は部長を補佐する。
 区長は、区内の業務を統轄し、区を代表する。副区長は区長と連携を密にして業務を補佐する。
 班長は、本会の業務について班内の連絡・とりまとめ等に当たる。

第 4 章 会 議

- 第 12 条 本会に次の会議をおく。
 (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 正副会長会 (4) 執行部会 (5) 部会 (6) 区会
 会議は会長が召集する。但し、部会は部長が、区会は区長が召集する。
- 第 13 条 総会は第 7 条の役員及び新旧班長をもって構成し、原則毎年 4 月に開催するものとする。
 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。本会の事業計画・予算・決算並びに会則の変更については総会の議決を得なければならない。但し、災害時等により総会開催が困難な場合は、書面による議決を行うことができる。
- 2 運営委員会は第 7 条の役員をもって構成し、重要案件等を審議するため開催し、必要に応じては臨時総会に代えることができる。
- 3 執行部会は、正副会長、会計、正副部長並びに正副区長をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 4 正副会長会は会長、副会長をもって構成し適宜開催する。会長の指名する他の会員も出席できる。

第 5 章 会 計

- 第 14 条 本会の運営は会費・交付金及び寄付金等による。会費は月額 200 円とし、その徴収は班長が行い、区長がとりまとめ経理は会計が担当する。なお、賃貸集合住宅のオーナー等が居住者の会費を一括して支払う場合は、オーナー等との協議により会費の 7 割程度の額とする。但し徴収は会長、会計が担当する。
- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 16 条 本会の会計帳簿等につき、会員から公開請求があったときには、これに応じなければならない。

附 則

- 第 1 条 本会則は昭和 61 年 4 月 29 日より施行する。
- 第 2 条 昭和 39 年 12 月 13 日制定の役員選考細則及び会計規則は昭和 61 年 4 月 28 日をもって廃止する。

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 一部改正 昭和 43 年 4 月 24 日 | 一部改正 昭和 45 年 4 月 26 日 |
| 〃 昭和 51 年 4 月 29 日 | 〃 昭和 53 年 4 月 29 日 |
| 〃 昭和 55 年 4 月 29 日 | 〃 昭和 60 年 4 月 29 日 |
| 全面改正 昭和 61 年 4 月 29 日 | 〃 昭和 63 年 5 月 5 日 |
| 一部改正 平成 12 年 5 月 14 日 | 〃 平成 17 年 4 月 29 日 |
| 〃 平成 27 年 4 月 29 日 | 〃 令和 4 年 4 月 29 日 |
| 〃 令和 5 年 4 月 29 日 | |

附 1 - ②

自治会館使用規程

(目 的)

第 1 条 土呂町自治会館（以下「会館」という）の適正な管理及び運営に資するため、その使用に関し、本規程を定める。

(管 理 者)

第 2 条 会館の管理者は自治会長（以下「会長」という）が当たり、会館の保全・管理に努めると共にその活用を図るものとする。副会長及び会館管理人は管理補助者として協力するものとする。

(使用対象)

第 3 条 会館を利用できるものは次のとおりとする。

- (1) 自治会活動及びこれに関連する諸会合等
- (2) 団体又はグループ活動等健全な地域活動の一環となる研修等
- (3) 会員の福利厚生及び社会福祉活動と認められるもの
- (4) その他管理上支障がないと認められるもの

(使用の承認)

第 4 条 会館を使用するものは、事前に会長の承認を得なければならない。但し承認後自治会活動で使用の必要性が生じた場合はこれを優先する。

(使用時間及維持費の負担)

第 5 条 会館の使用時間及び維持費は次のとおりとする。但し会長は特にその必要があると認めたときは、時間の延長・維持費の免除を行うことができる。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 午前 9 時～ 12 時 | 500 円 |
| (2) 午後 1 時～ 5 時 | 500 円 |
| (3) 夜間 6 時～ 9 時 | 1,000 円 |

尚、会長は月極め承認が適当と考えられる使用については維持費負担の軽減を図ることができる。

(維持費の納入)

第 6 条 維持費については、使用に先立ち所定の用紙により会長が指定するものに納入しなければならない。

(休 館 日)

第 7 条 会館の休館日は毎月第 1 第 3 日曜日とする。但し必要に応じ、会長は臨時に休館し、または休館日に開館することができる。

(遵守事項)

第 8 条 会館を使用するものは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長の指示に従うこと。
- (2) 近隣等の迷惑となる行為は一切慎むこと。
- (3) 建物及び備品等に破損のないよう十分な注意を払うこと。万一のときは速やかに会長に報告し、その必要に応じ弁償すること。
- (4) 備品等の使用後は現状に復すとともに整理整頓のうえ次の使用者に迷惑とならないよう努めること。

- (5) 使用上の「ごみ」は使用者の責任において処理し、常に館内の清潔に努めること。
- (6) 火気の取り扱いについては嚴重な注意を払うこと。
- (7) その他必要と考えられること。

(記 録 簿)

第 9 条 使用責任者は、会館備え付けの「記録簿」に使用状況ならびに点検事項を確認し記録しておかなければならない。

(補 則)

第 10 条 1丁目集会施設についても本規程を準用するものとする。又同施設の管理責任者は会長が指名するものをもってこれに当る。

第 11 条 本規程に定めのない事項及び疑義の生じた場合は執行部会の意見をきき会長が決定する。

(付 則)

第 12 条 この規程は平成4年5月10日から施行する。

附2-①

土呂町自治会自主防災対策本部規約

(名 称)

第 1 条 この部は、土呂町自治会自主防災対策本部（以下「本部」）という。

(事務所の所在地)

第 2 条 本部の事務所は、土呂町自治会長宅におく。

(目 的)

第 3 条 本部は自治会活動の一環として、地震その他の災害（以下「地震等」という）に備え被害の防止及び緊急における被害の軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 防災に関する知識の普及に努めること。
- 2 地震等に対する災害予防に関すること。
- 3 地震等発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導等
応急対策に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 防災資材の備蓄に関すること。
- 6 その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第 5 条 本部の組織は自治会役員をもって構成する。但し、必要に応じては役員以外の者から補充することが出来る。

第 6 条 本部に次の事業部をおく。

経理部、情報部、消火部、救護部、避難誘導部、給食部

(役 員)

第 7 条 本部に次の役員をおく。

本部長 1名 副本部長 若干名 各事業部長 1名 各事業部副部長 若干名
防災対策地区長 各区1名 本部員 若干名 地区部員(自治会班長)

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 本部長は本部を代表し、部を統括するとともに地震等の災害発生時に応急活動の指揮を行う。
- 2 副部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときはこれを代行する。
- 3 事業部長は部会を組織し、所属事項の業務を統括する。副部長は部長を補佐する。
- 4 本部員は、いずれかの部に所属し、その業務を担当する。
- 5 防災対策地区長は、担当区内の業務を統括し、その運営に当たる。
- 6 地区部員は、班内の連絡、とりまとめに当たるとともに地区別の所属部に属しその仕事に当たる。

(相 談 役)

第 9 条 本部に相談役をおくことが出来る。相談役は総会の承認を得て本部長が委嘱する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は自治会々則に定める期間とする。但し、留任を妨げない。

(会議)

第 11 条 本部会議は、総会、本部会及び事業部会とする。但し、総会は自治会総会に併せて行う。

本部会は、第 7 条の役員（地区部員を除く）をもって構成し、本部長が招集する。

事業部会は事業部長が招集する。

本部会は次の事業を審議し、実施する。

- 1 防災計画を作成すること。
- 2 総会に提案すること。
- 3 その他特に必要と認めること。

(経費)

第 12 条 本部の経費は、次の収入をもって充てる。

- 1 自治会予算
- 2 その他

(会計年度)

第 13 条 本部の会計年度は自治会会計年度とする。

(補則)

第 14 条 この規約は、総会の議決を経て変更することが出来る。

(附則)

この規約は、平成元年 5 月 5 日から施行する。